

第1章 計画策定について

第一 品川区子ども読書活動推進計画について

1 策定の背景

品川区では、「子どもの読書活動の推進に関する法律」(平成13年施行)に基づき、平成17年度に「品川区子ども読書活動推進計画」を策定して以来、10年以上、子どもの読書環境を整え、また読書機会をつくることを通じて、子どもの読書活動を活発にするための取り組みを続けてきました¹。

子どもの読書活動の促進は、はじめて絵本に会う乳幼児期に始まり、成長とともに活動内容を変化させながら表現力や想像力等を育み、人生を深く生きる力を身につけるに至るプロセスです。品川区では、区が独自に取り組む幼保小連携ならびに義務教育段階9年間の一貫教育を背景として、乳幼児期から小・中学生、さらには高校生世代に至るまで、切れ目なく本を読み続けることを目指してきました²。そして、区立図書館での取り組みや学校図書館の充実と利活用の促進、さらには地域における区民団体やボランティアの活躍を通じて、特に幼少期から小学生段階における読書活動は活発になってきています。

一方、ティーンズ(中学生段階と高校生世代)については、取り組みを進めてきたものの未だ十分ではありません。ティーンズは、全国的にも読書離れが懸念されています。また、近年のスマートフォンの普及とともに情報との接し方という新たなテーマにも取り組まれるべき世代でもあります。

これまでの取り組みを継続・発展させながら、ティーンズ、さらには大学生世代にもアプローチし、乳幼児期から大学生世代に至るまで切れ目のない読書活動を展開し、これからの知識社会を生きる力を育むため、ここに「品川区子ども読書活動推進計画」を策定します。

¹ 本計画では、本を読むことを「読書」と表記し、事典・図鑑等での調べごとやインターネット利用を含む場合に「読書活動」と表記します。

² 品川区では、平成18年度よりすべての区立学校において義務教育9年間を一貫した系統的・継続的な教育活動を行っています。そのため、区立学校の児童・生徒に対しては小学生、中学生という呼称は用いていませんが、本計画は私立学校に通う区民も対象としていることから、小学生(段階)、中学生(段階)と表記しています。ただし、区立学校の児童・生徒については、1～6年生、7・8・9年生等の表記をしています。また適宜、「小学校・義務教育学校(前期課程)」、「中学校・義務教育学校(後期課程)」という表記も用います。

2 本計画の目的 — 実現したい子どもの育ちのあり方

実現したい子どもの育ちのあり方 本等を活用して、自ら主体的に思考し、行動する人に育つ

子どもは、成長とともに様々な本に出会うなかで、言葉を覚え、感性を磨き、表現力を高め、想像力を豊かにしていきます。また、一冊の本を読み終えることが自分に対する自信にもなるとともに、さらなる読書に展開することで興味・関心を広げていきます。このような経験が、人生を豊かに生きる力へとつながることから、これまで子どもの読書活動の促進にあたっては読書習慣の形成を目指してきました。

このことを踏まえ、本計画においては引き続き読書習慣の形成を目標としますが、さらに深く、その基礎となる本を読むことに対する前向きな姿勢を育むことを目指します。そして、本をはじめとする様々なメディアを通じて知ろうとする姿勢へと発展させていきます。

そして、本計画ではさらに、**子どもたちが将来的に「本等を活用して、自ら主体的に思考し、行動する人に育つ」**ことを目指します。

社会は加速度的に変化し続け、ますます複雑で予測困難な状況となっています。このような時代・社会においては、変化に柔軟に、かつ主体的にかかわり、「よりよい社会と幸福な人生の創り手」に子どもたちが育つことが期待されます³。そして、読書活動を通じて育むことのできる、「創り手」としての資質・能力は、本等を通じて自ら知ろうとする姿勢であり、それに裏打ちされた「知る」ためのスキルです。

図書館や書店は身近にあり、インターネットにも容易にアクセスすることができます。「よりよい社会と幸福な人生の創り手」になるには、このような豊かな情報環境を活かし、各々が置かれた状況に応じて必要な知識・情報を得ようとする姿勢を持ち、かつ実際に知識・情報を精査しながら活用する力が必要です。さらに、それらを知識・情報を状況に適應させ、社会における自らの判断や行動の支えとし、主体的に人や社会にかかわろうとする姿勢も大切です。

あらゆる子どもが、知ろうとする姿勢と「知る」ためのスキルという両輪を手にし、本や事典・図鑑、インターネット・SNS等の情報メディアを活用し、自ら主体的に思考し、行動できるようになること—これこそが、これからの社会において人生を豊かに生きる力です。そのような育ちの実現を目指して、「品川区子ども読書活動推進計画」を策定します⁴。

³ 中央教育審議会答申「幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善及び必要な方策等について」(平成28年12月21日)

⁴ SNSはインターネット上のサービスであることから、本来、インターネットに包含されます。ただ、子どもの利用実態や普及の程度を鑑み、本計画ではインターネット・SNSと併記する場合があります。

3 計画の期間

本計画の期間は令和2年度から令和6年度までの5年間です。

4 計画の対象

本計画でいう「子ども」は0歳から18歳までを対象とします。ただし、自立と社会参画のつなぎ目である大学生世代も、施策の対象として、また読書活動の推進の担い手として捉えます。

5 本計画の推進主体

本計画は品川区立図書館を中心として、学校および学校図書館と協力しながら推進していくものです。さらに、子ども関連施設や区内で子どもの読書活動にまつわる団体等とも連携を図り、広く子どもたちにアプローチします。

また、子どもの読書活動は家庭でこそ推進することが期待されるものであり、家庭も推進主体になるとともに、区立図書館ではそのための支援を行います。

第二 子ども読書活動の背景

1 国の動向

子どもの読書活動の推進のための計画

平成13年、「子どもの読書活動の推進に関する法律」が施行されました。同法では、読書活動を「子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないもの」と捉え、国ならびに地方公共団体に対して子どもを対象とした読書活動を行うことを求めています。

国においては、平成14年に同法に基づく「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画(第一次)」が策定され、家庭、地域、学校における施策が示されました。その後、5年ごとに改定され、平成30年には「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画(第四次)」(以下「第四次計画」という。)が策定されています。

同計画では、策定された平成14年当時から、1か月間に一冊も本を読まない子どもがいることが課題として捉えられてきました⁵。約15年の取り組みを通じて、小・中学生においてはそのような子どもは減少してきたものの、高校生世代は依然として本を読まない子どもが少なくない状況であり、「第四次計画」においても引き続き課題として位置づけられています。それを踏まえ、発達段階に応じた取り組みによって読書習慣を形成すること、そして友人同士で行う活動等を通じて読書への関心を高めることにポイントを置いて、施策がまとめられています。

学校図書館法の改定と学校司書の配置

平成26年に学校図書館法が一部改正され、「専ら学校図書館の職務に従事する職員」として学校司書を置くことが努力義務として明記されました。そして、平成28年には有識者会議によって「これからの学校図書館の整備充実について(報告)」がまとめられ、学校図書館の運営にかかる基本的な視点や学校司書の資格・養成等のあり方が示されました。その報告を踏まえて文部科学省では「学校図書館ガイドライン」および「学校司書のモデルカリキュラム」が作成されています。

「学校図書館ガイドライン」では、これまでの学校図書館に対する政策を踏まえ、学校図書館を次の3つの機能を有していると整理されています。

- 読書センター 児童・生徒の読書活動や児童・生徒への読書指導の場
- 学習センター 児童・生徒の学習活動を支援したり、授業の内容を豊かにしてその理解を深めたりする機能
- 情報センター 児童・生徒や教職員の情報ニーズに対応したり、児童・生徒の情報の収集・選択・活用能力を育成したりする機能

⁵ 「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」では、学校読書調査(全国学校図書館協議会・毎日新聞社実施)の調査結果に基づき、小学5年生～高校3年生の1か月間における読書状況を参照しています。同調査における「本」は、マンガ、雑誌、教科書は含まれていません。

新しい学習指導要領への段階的移行

令和2年度より、段階的に新しい学習指導要領に基づく授業が小学校・中学校・義務教育学校、高等学校において開始されます。新しい幼稚園教育要領はすでに実施に移されており、保育所保育指針、幼保連携型認定こども園教育・保育要領も同様です。

新しい学習指導要領では、これからの社会を「生きる力」を身につけるため、「実際の社会や生活で生きて働く知識及び技能」、そして「未知の状況にも対応できる思考力、判断力、表現力など」、さらに「学んだことを人生や社会に生かそうとする学びに向かう力、人間性など」をバランスよく育ていくことが目指されています。この3つの観点に基づいて各教科の目的が整理されているなか、読解力の低下、ならびに情報化の進展を踏まえ、言語能力や情報活用能力、問題発見・解決能力等が学習の基盤となる資質・能力として位置づけられています。

品川区では、学習指導要領の改訂に伴い、独自に品川区立学校教育要領を策定しています。

読書バリアフリー法の施行

令和元年、「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律」(以下、「読書バリアフリー法」という。)が施行されました。同法では、視覚障害、発達障害、肢体不自由等で本を読むことが困難である人を対象として、障害の有無にかかわらず等しく読書を楽しむことができるよう、国や地方公共団体、そして出版社等の事業者が読書環境の充実を図ることを求めています。

点字図書、拡大図書等のアクセシブルな書籍とともに、デージー図書や音声読み上げ対応の電子書籍・オーディオブック等の「電子的にアクセシブルな図書」を、視覚障害者等の需要を踏まえて提供することを求めています⁶。

2 東京都の動向

第三次東京都子供読書活動推進計画

東京都では、国の政策動向を踏まえて、平成15年には第一次東京都子供読書活動推進計画が策定されています。その後、6年ごとに改定され、平成27年には第三次東京都子供読書活動推進計画が策定されています。

同計画では、1か月間に一冊も本を読まない子どもを少なくすること、読書の質を向上、読書環境の整備という3つの基本方針が掲げられています。このうち読書の質については、東京都が独自に定義した言葉であり、読む本の質と読書に主体的にかかわる態度の2つの側面があります。

読む本の質については、子どもの状況に応じた適切な本を伝え、様々な本と親しめる子どもに育つことが目指されています。一方、読書に主体的にかかわる態度については、「感じる」、「目的を持つ」、「考えを深める」、「伝える」という4つの行為から形成されており、読書を楽しむという段階から、本を通じて考え、さらに本から学び、生活や学習に活かすことに至ることが目指されています。

⁶ デージー(DAISY)図書とは、視覚障害者等、読むことが困難な人々に有効な、デジタル録音図書の国際標準規格。Digital Accessible Information Systemの略で「アクセシブルな情報システム」と訳されています。